

コメントの概要及びコメントに対する金融庁・法務省の考え方

目次

1. みなし利息	1
（１）カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの	1
（２）ＡＴＭ利用料	3
2. その他	3

凡例

- 改正法・・・「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 115 号）
- 旧利息制限法・・・改正法第 5 条の規定による改正前の「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）
- 利息制限法・・・改正法第 5 条の規定による改正後の「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）
- 旧出資法・・・改正法第 7 条の規定による改正前の「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）
- 出資法・・・改正法第 7 条の規定による改正後の「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）
- 出資法施行令・・・「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」
- 貸金業法・・・改正法第 4 条の規定による改正後の「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）
- 貸金業法施行令・・・改正政令第 3 条の規定による改正後の「貸金業法施行令」（昭和 58 年政令第 181 号）
- 貸金業法施行規則・・・改正府令第 3 条の規定による改正後の「貸金業法施行規則」（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）

No.	コメントの概要	金融庁・法務省の考え方
1. みなし利息		
(1) カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの		
1	「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」(みなし利息)の定義が抽象的・広範であることから、「多重債務問題の解決の重要性」に照らし問題がない健全な取引についてまで過度に規制がかからないよう、対象範囲につき、今後とも解釈に疑念が生じないよう明確化に努めていただきたい。	貴重なご意見として承ります。
2	出資法の「みなし利息」に関しては、今回の改正により「次に掲げるものを除き」とする例外が設けられ、その内容についての政令委任事項につき規定が設けられた(出資法第5条の4第4項)。この点、「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」が対象であることは旧出資法第5条第7項と変わりなく、何が「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」に該当するかの判断は、同例外にかかわらず、従来どおりの解釈(当局による行政上の取扱いにおける解釈を含む)であることを確認したい(利息制限法第3条における「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭」の「関し」についても同様に従来どおりの解釈であることを確認したい)。	今回の法改正は、何が「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」(旧出資法第5条第7項)に該当するかについての解釈、何が「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭」(旧利息制限法第3条)に該当するかについての解釈を、それぞれ変更しようとするものではありません。
3	出資法施行令第3条第1号及び利息制限法施行令第1条第1号においては、「315円程度」等と手数料の上限額を設けるべきである。また、それぞれ第2号及び第3号は削除すべきである。	「債務者(貸付けの相手方)の要請により債権者(貸付けを行う者)が行う事務の費用」(利息制限法第6条第1項、出資法第5条の4第4項第2号)は、定型的に見て元本使用の対価という利息の性質を有しないため、これを利息とは別に取得するのを認めるのが合理的であることからこれをみなし利息から除外しようとするものの、法の潜脱を防止し資金需要者を保護する観点から当該費用をすべて除外するのではなく、政令で定めるものに限定して除外するものと考えられま
4	出資法施行令第3条第1号及び利息制限法施行令第1条第1号に定める費用は、公平の観点からしていずれも債務者の責任において負担すべきものであるため、反対するものではないが、いずれも低廉な上限額を定めておくべきである。	

		す。 第1号のいわゆるローンカードの再発行手数料、第2号の法定書面の再発行手数料等については、その紛失等の事情により債務者から再発行を要請されて初めて取得し得るものです。また、第3号の再度の口座振替手続費用については、約定期日に弁済がされなかった等の事情により債務者から再度の口座振替手続を要請されて初めて取得し得るものです。 したがって、いずれの手数料等についても、債務者からの要請なしに債権者が同手数料等名目で金銭を取得し上限金利規制の潜脱を図ることは困難であることから、上限を設定する必要はなく、みなし利息から除外することに問題はないと考えられます。
5	利息とみなされない費用として、顧客の都合により約定日に返済がなされない場合であって、振込みによって返済するための振込用紙の発行、及び返済手続き費用を加えていただきたい。	政令で定める利息とみなされない費用については法の潜脱を防止し、資金需要者を保護するとの観点から限定的に定めしており、例えば「書面」の再発行の手数料についても、「法の規定により」交付されたもの、との要件を付しております。このような観点から、ご指摘の「振込用紙の発行」や「返済手続き」に関する費用は利息とみなされない費用として政令で定めることとしておりません。
6	利息とみなされない費用として、「振込用紙再作成費用」、「振込用紙送付費用」、「振込費用債権者負担額」を加えていただきたい。	政令で定める利息とみなされない費用については法の潜脱を防止し、資金需要者を保護するとの観点から限定的に定めしており、例えば「書面」の再発行の手数料についても、「法の規定により」交付されたもの、との要件を付しております。このような観点から、ご指摘の「振込用紙再作成費用」、「振込用紙送付費用」及び「振込費用債権者負担額」に関する費用は利息とみなされない費用として政令で定めることとしておりません。
7	利息とみなされない各費用については、貸金業者の事務手続に要する費用を徴収できることを明確にしていきたい。	各号に掲げる手数料等に該当するものにつき、債権者の行う事務の費用は利息とみなされません。

8	「利息とみなされない費用」について、利息制限法、出資法の政令案と、貸金業法の政令案とで、以下の相違があるが、具体的な規制内容に差があるのであれば、その内容について具体的な事例を挙げていただきたい。 ① 貸金業法施行令案第3条の2の2においては第1号から第3号までいずれも「費用」とされているのに対し、利息制限法、出資法の政令案では第1号及び第2号は「手数料」とされている。 ② 利息制限法、出資法の政令案では第1号及び第3号で消費税の扱いについての規定がなされているが、貸金業法施行令案では特段の記載がない。	ご指摘の貸金業法施行令の規定については、利息制限法施行令及び出資法施行令の規定振りに合わせ修正いたします。
(2) A T M利用料		
9	債権者の通常の営業時間内における機械利用料はその全額を利息とみなすべきであり、夜間・休日の機械利用料に限り、利息とみなさない金額の上限を、受取り又は支払額の額にかかわらず、105円とすべきである。	ご指摘の点等を踏まえ、利用者の負担を軽減するなどの観点から、入出金額1万円以下は105円、1万円超は210円と決めました。なお、これとは別途、3万円以上の入金の場合の印紙税相当額については「公租公課の支払に充てられるべきもの」(利息制限法第6条第2項第1号、出資法第5条の4第4項第1号イ)に当たり、みなし利息から除外されます。
10	債務者が支払うべき機械の利用料については、無料にすべきであるが、利用料を取る場合でも夜間休日等の利用の場合に限定し、その場合でも利用料は極力低額にして、複数回利用の場合、1ヶ月あたりの上限額を定めるべきである。	ご指摘の点等を踏まえ、利用者の負担を軽減するなどの観点から、入出金額1万円以下は105円、1万円超は210円と決めました。なお、これとは別途、3万円以上の入金の場合の印紙税相当額については「公租公課の支払に充てられるべきもの」(利息制限法第6条第2項第1号、出資法第5条の4第4項第1号イ)に当たり、みなし利息から除外されます。 利用回数の多寡にかかわらず一律に一定期間における上限を定めることは、必ずしも合理的とは言えないと考えられます。
2. その他		
11	今回の法改正により、閏年の計算の特例が無くなったことに伴い、通常年と閏年をまたがった契約の場合の金利計算の	通常年と閏年をまたがった契約の場合の利息の計算については、通常年については365日、閏年については366日

	考え方はどのようになるのか確認したい。	で日割計算をするという考え方、計算の起算日から数えて向こう１年の間に閏年の２月２９日が入るときは３６６日、入らないときは３６５日で日割計算をするという考え方などがあります。
12	現状多くの金融機関において、カードローン口座の開設時や最初の融資実行（返済）時に、利用者負担部分として事務費用やローンカードの作成費用等の対価（カード発行手数料、融資契約手数料等）を徴求している場合があるが、このような手数料は改正法令においては、政令で利息とみなされない費用として特則で規定されない限り、みなし利息に該当することと思われる。 上記の手数料についても政令第１条に掲げる費用に追加して規定いただきたい。	利息とみなされない費用については、債務者の要請により債権者の行う事務の費用として政令で定めるもの（利息制限法第６条第１項、出資法第５条の４第４項第２号）に限定されているところ、ご指摘の手数料は、「債務者の要請により債権者の行う事務の費用」には当たらないため、それらを政令で定めることは困難です。
13	仮に、上記の手数料がみなし利息に該当した場合における元本に対する利息換算の定義を明示いただきたい。	利息の具体的な計算方法は、契約内容、貸付けの状況や手数料の性格等の個別具体的な事情によりますが、原則として、利息に当該手数料を加えたものを対応する貸付けの金額で除し、これを年率に換算することになるものと考えられます。